

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

第2章

第2章

特許出願の異議申し立て

第2章

1. はじめに

第31条に基づく異議申し立て(Opposition)は、特許出願過程において生じる可能性がある一つの段階である。異議申し立ては、各国の特許法に基づき、出願公開日(Publication)若しくは特許発行日の後に行うことができる。例えば、日本又は米国の特許法に基づき、異議申し立ては特許発行日より6ヵ月以内に行わなければならない(特許登録後の異議申し立て制度)と定めている。一方、ヨーロッパの特許庁は特許発行日より9ヵ月以内に異議申し立てを行わなければならない(特許登録後の異議申し立て制度)と定めている。タイの特許制度については、特許発行前に異議申し立てする制度となっており、異議申立人は公開日より90日以内に異議申立書を提出しなければならない。

異議申し立てがある際、担当官は、異議申立人が異議申し立てする争点は何であるのか、又、出願人は当該争点に対してどのように異議答弁するかを明確にするよう、異議申立の詳細及び答弁内容をまとめなければならない。その後、両者の争点をまとめると共に異議申立の取り下げ若しくは特許出願の取り下げを決定するために審査する。なお、ここでの審査は法律に従わなければならない。(特許出願への異議申し立ての審査の流れを表すフローチャートについては付属書類1を参照)

2. 特許出願の異議申し立て

- 第31条
第一段落 ● 第28条による公開がなされた後、特許出願人以上に特許権を受ける権利を有すると考える、又は第5条、第9条、第10条、第11条若しくは第14条に違反する出願であると考える者は誰でも担当官に異議申立をすることができる。ただし、第28条による公開日から90日以内に申立てをしなければならない。
- 第二段落 ● 第1項による異議申立書を担当官が受理したとき、異議申立書の写しを特許出願人に送付する。特許出願人は異議申立書の写しを受領した日から90日以内に答弁書を提出しなければならない。特許出願人が答弁書を提出しない時はその出願を放棄したものとみなす。
- 第三段落 ● 異議申立書及び答弁書はその証拠と共に提出しなければならない。

第 2 章

第 32 条 第 1 段落 ● 異議申立書及び答弁書を審査において、異議申立人又は答弁人は局長の定める規則により証拠の提出、又は陳述若しくは追加陳述をすることができる。*

第 2 段落 ● 局長は第 33 条又は第 34 条に従い決定し命令をした後、その決定及び命令を異議申立人及び答弁人に理由とともに通知する。

特許出願が公開された後、当該出願は、発明の新規性若しくは進歩性に欠けている、又、出願人ではなく、自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者は、当該出願に対する異議を申し立てることができる。但し、出願の公開日より 90 日以内に異議申立書を提出しなければならない。異議申し立てにおける追加の証拠がある場合、異議申立人は、異議申立書を提出した日から 30 日以内に証拠を提出し、又は追加の陳述を申請することができる。前述した所定期間の満了日が休業日である場合、翌日を満了日とする。

知的財産局は、毎月、特許公報にて出願の公開を行っている。公開公報は、全国の教育機関及び興味を持つ機関、そして前述の公報の会員に送付される。又、興味のある者は、知的財産局及びウェブサイト www.ipthailand.go.th にて確認することができる。

* 備考： 第 32 条に基づき局長が定めた規定は、仏歴 2542 年(西暦 1999 年)知的財産局の告示、件名:補正追加、異議申し立て、異議答弁、審判請求、前述した申請項目の証拠書類の様式及び複写部数に関する規定である。

2.1 特許出願の異議申し立ての審査

担当官が異議申立書を受け取った後、担当官は、異議申立人が公開日より 90 日以内に異議申立書を提出し、250 バーツの異議申立手数料を納付したことを確認し、異議申立人による追加の陳述又は証拠書類提出の申請と 50 バーツの手数料の納付(異議申立書提出日より 30 日間以内)を待つ。担当官は、追加の陳述又は証拠書類の提出の有無にかかわらず、期間の満了日まで待たなければならない。担当官は、期間満了になってから出願人に異議申立書の写し及び追加証拠書類或いは陳述の申請書の写し(もしあれば)を送付する。

第2章

例

公開日は(仏暦 2542 年)1999 年 4 月 1 日の木曜日、異議申立書の申請日は期限内である 1999 年 6 月 28 日の火曜日(90 日の満了日は、1999 年 6 月 30 日)の場合、担当官は、異議申立人による追加の陳述又は証拠書類の提出(もしあれば)を 1999 年 7 月 28 日の水曜日まで待つ。しかし、1999 年 7 月 28 日の水曜日は休業日のため、1999 年 7 月 29 日の木曜日を満了日とする。担当官は、異議申立書及び追加証拠提出申請書(もしあれば)を受領した後、それらの写しを出願人に送付する。

2.2 異議申し立て書類及び証拠書類の写しの送付

出願の公開より 90 日が経過した後、或いは異議申立日より 30 日である証拠書類又は追加の陳述の提出期間が経過したときは、何れか遅くに満了する期間内に、担当官は、出願人に異議申立書及び証拠書類提出申請書(もしあれば)の写しにカバーレターを添付して送付する。

(異議申立書及び証拠書類提出申請書(もしあれば)の写しに添付する書類の見本は**付属書類 2**を参照)

3. 異議答弁

第 31 条 第 1 項による異議申立書を担当官が受理したとき、異議申立書の写しを特許出願人に送付する。特許出願人は異議申立書の写しを受領した日から 90 日以内に答弁書を提出しなければならない。特許出願人が答弁書を提出しない時はその出願を放棄したものとみなす。

● 異議答弁は、出願人が異議申立書の写しを受領した時点で発生するものとし、出願人は、かかる写しを受領後 90 日以内に異議答弁書を提出しなければならない。又、出願人又は異議申立人は、異議答弁書の提出日より 30 日以内に追加の証拠書類を提出することができる。前述した所定期間の満了日が休業日の場合、その次の最初の営業日を満了日とする。

● 出願人は異議申立書の写しを受領後 90 日以内に異議答弁書を提出しない場合、31 条第二段落に基づき、出願人は出願を放棄したものとみなす。そして、出願の放棄について、異議申立人及び出願人に対して書面にて通知を送付する(異議申立人宛の出願放棄通知書の見本は**付属書類 3**を参照)

第 2 章

3.1 異議答弁書の審査

担当官が異議答弁書を受け取った後、担当官は、出願人が異議申立書の写しの受領後 90 日以内に異議答弁書を提出したかを確認する。又、追加の証拠書類の提出と共に、50 パーツの手数料の納付を待つ(異議答弁書の提出日より 30 日以内)。担当官は、追加の陳述又は証拠書類の提出の有無にかかわらず、期間の満了日まで待たなければならず、担当官は、期間満了になってから異議申立人に異議答弁書の写しおよび追加の証拠提出申請書の写しを送付する。

例

異議申立書の写しを受け取った日は(仏暦 2542 年)1999 年 4 月 1 日の水曜日、異議答弁書を提出したのは期限内である 1999 年 6 月 29 日の水曜日(30 日の満了日は 1999 年 6 月 30 日である)のため、担当官は、出願人による追加の陳述又は証拠書類の提出(もしあれば)を 1999 年 7 月 29 日の木曜日まで待つ。異議答弁書及び証拠提出申請書を受け取ってからそれらの書類の写しを異議申立人に送付する。

3.2 異議答弁書書類及び証拠書類の写しの送付(もしあれば)

出願人が異議申立書の受領日より 90 日が経過した後、或いは異議答弁書の提出日より 30 日である証拠書類又は追加の陳述の提出期間が経過したときは、何れか遅くに満了する期間内に、担当官は、異議申立人に異議答弁書及び証拠書類提出申請書(もしあれば)の写しに異議答弁書のカバーレターを添付して送付する。

(異議答弁書及び証拠書類提出申請書(もしあれば)の写しに添付する書類の見本は付属書類 4 を参照)

4. 異議申し立て書及び異議答弁書の審査

担当官は、異議申立書、異議答弁書、そして証拠書類提出申請書(もしあれば)を受け取った後、以下の通りに実施する。

4.1 異議申し立ての争点のまとめ

担当官は、異議申立書および証拠書類提出申請書(もしあれば)より、以下の異議の争点を審査する上で争点をまとめなければならない。

- 出願人ではなく、自己が特許付与を受ける資格を有すると思料するための異議申し立て(10 条に基づく)
- 発明は、法律に記述される資格を有しないための異議申し立て(5 条に基づく)
- 法律に基づいて特許権の保護を受けられないものであるための異議申し立て(9 条に基づく)
- 出願人は特許を有する権利がないと思料するための異議申し立て(11 条及び 14 条に基づく)

第2章

4.2 異議申し立ての要旨のまとめ

担当官は、各争点において異議申し立ての要旨は如何なるものか、そして、裏付けとなる証拠書類等を有するかをまとめなければならない。担当官は、異議申立書及び証拠書類提出申請書に記載されないその他の証拠書類を提出して、それらの書類を審査のために使うことができない。

4.3 異議答弁の要旨のまとめ

担当官は、各争点において異議答弁の要旨により異議申し立てを相殺できる理由は如何なるものか、そして、裏付けとなる証拠書類を有するかをまとめなければならない。担当官は、異議申立書及び証拠書類提出申請書に記載されていないその他の証拠書類を用いて、それらの書類を審査のために使うことができない。

4.4 異議申し立て及び異議答弁に関する審査及び決定のまとめ

担当官は、審査及び決定のまとめを作成し、当該審査および決定のまとめの決定書に局長が署名すべく、順次に上司に提出する。決定書は以下の通りのものによって構成される。

- (1) 異議申し立ての争点
- (2) 特許出願に基づく発明の概要
- (3) 異議申立書のまとめ
- (4) 異議答弁書のまとめ
- (5) 審査する争点
- (6) まとめ
- (7) 発明を比較する図面又は写真(もしあれば)

(異議申し立てに関する審査及び決定の例については付属書類 5 を参照)

担当官は、知的財産局局長の異議申し立てに関する審査および決定書の草案を作成し、順次に上司に提出すると共に、異議申し立て及び異議答弁に関する審査及び決定を報告しなければならない。

5. 当事者への決定書の送付

局長が異議申し立てに関する決定書(局長の決定書については付属書類 7 を参照)に署名した後、書類管理規定に従って決定書番号を発行してから通知書を作成し、当事者に決定書を送付する(付属書類 6)。

第2章

6. 当事者への決定書の送付後の手続き

第72条 第12条、第15条、第28条、第30条、第33条、第34条、第49条、第50条、第61条、又は第12条、第15条、第28条、第33条若しくは第34条を準用する第65条、第65条の5、第65条の6、又は第12条、第15条、第49条若しくは第50条を準用する第65条の10に基づく局長の命令又は決定があった場合、前述の条項に基づく利害関係人は局長の命令又は決定の受領日から60日以内に委員会へ審判請求する権利を有する。前述の期間内に審判請求をしない場合、局長の命令又は決定を最終とする。

担当官は、生じる可能性がある以下の場合を検討しなければならない。

(ア) 局長の決定に対し60日以内に特許委員会への審判請求の権利が使用されない場合、局長の決定を最終とし、局長の決定に従って手続を実施する。なお、決定結果は以下の場合が考えられる。

最終決定により異議申し立てが拒絶され、出願人が次の過程に進めることができるとき、担当官は、出願人が発明の実体審査を請求してから実体審査を行う。

第34条 第31条により異議申立があり、かつ局長が、異議申立人には特許権を取得する権利があるとして決定したとき、局長は出願の拒絶を命令する。

第二段落 ● 特許出願人が局長の命令に審判請求しなかったとき、又は局長命令に審判請求して、委員会又は裁判所が最終の命令又は判決を下した後、局長の命令があった日から又は委員会若しくは裁判所による最終の命令若しくは判決のあった日から180日以内にその発明に対して異議申立人が出願をしたとき、異議申立人は特許出願人が出願した日と同日にその出願を出願したものとみなす。

また第28条による異議を申し立てられた者の出願申請の公開は異議申立人の出願の公開とみなす。この場合何人も、自身がより正当な権利を有するという理由で異議申立人の出願に対して異議申立を行うことはできない。

第三段落 ● 異議申立人に対する特許権の付与において、担当官は出願を審査し、かつ第24条による異議申立人の発明を審査し、又第29条を異議申立人に適用する。

- 最終決定において、特許出願が拒絶され、異議申立人が次の過程へ進めることができる(より有利な特許付与を受ける資格に関する争議の場合)。この場合、担当官は、第34条に基づいて180日以内に異議申立人が特許出願、そして、発明の実体審査の請求をしてから、実体審査を行う。

- 最終決定において、第5、9、10、11、14条などに違反し、法律に定める資格を有しないため特許出願が拒絶される場合、出願ファイルの表紙に特許出願拒絶の決定内容を記録する。

- (イ) 局長命令又は局長決定に対して特許委員会への審判請求がなされた場合(第72条第1段落に基づき、局長命令又は決定の受領後60日以内に)、担当官は、審判又は起訴に関する審判結果が下されるまで**待つて**から審判決定又は裁判命令に従って手続を行う。

7. まとめ

第31条に基づく異議申し立ては、出願公開の後に生じる可能性がある過程である。特許出願に対して異議のある者は出願公開日より90日以内に異議申し立ての手続を行わなければならない。担当官は、異議申立人の争点及び出願人の答弁を審査した後、要旨をまとめると共に、審査して決定書の草案を作成し順次に上司提出する。その後、当事者に決定書を送付する。決定の内容は、以下の**2通り**である。

1. **異議申立書の拒絶**と決定される場合において、異議申立人は、局長の決定に関する通知の受領後60日以内に特許委員会に審判請求する権利がある。前述した所定期間が経過した場合、局長の決定を最終とする。
2. **特許出願の拒絶**と決定される場合において、**出願人**は局長の決定に関する通知の受領後60日以内に特許委員会に審判請求する権利がある。前述した所定期間が経過した場合、局長の決定を最終とする。

第10条に基づき、特許出願人ではなく、異議申立人がより有利な特許付与を受ける資格を有することによって**特許出願の拒絶**と決定されるとき、場合に応じて、**異議申立人**は特許委員会又は裁判所による最終決断が下された日より180日以内にその発明の特許出願を出願することができる。なお、異議申立人による特許出願日及び公開日を、出願人が特許出願を提出した日と同一日とする。

最終決定において、第5、9、10、11、14条などに違反し、その発明が法律に定める**資格を有しないため特許出願が拒絶**される場合、出願ファイルの表紙に特許出願拒絶の決定内容を**記録**する。

異議申立書の写しを送付したものの、出願人は異議申立書の写しの受領後90日以内に**異議答弁書を提出しない**場合、出願人は出願を放棄したものとみなす。この際、出願人及び異議申立人に対し当該出願の放棄について通知しなければならない。

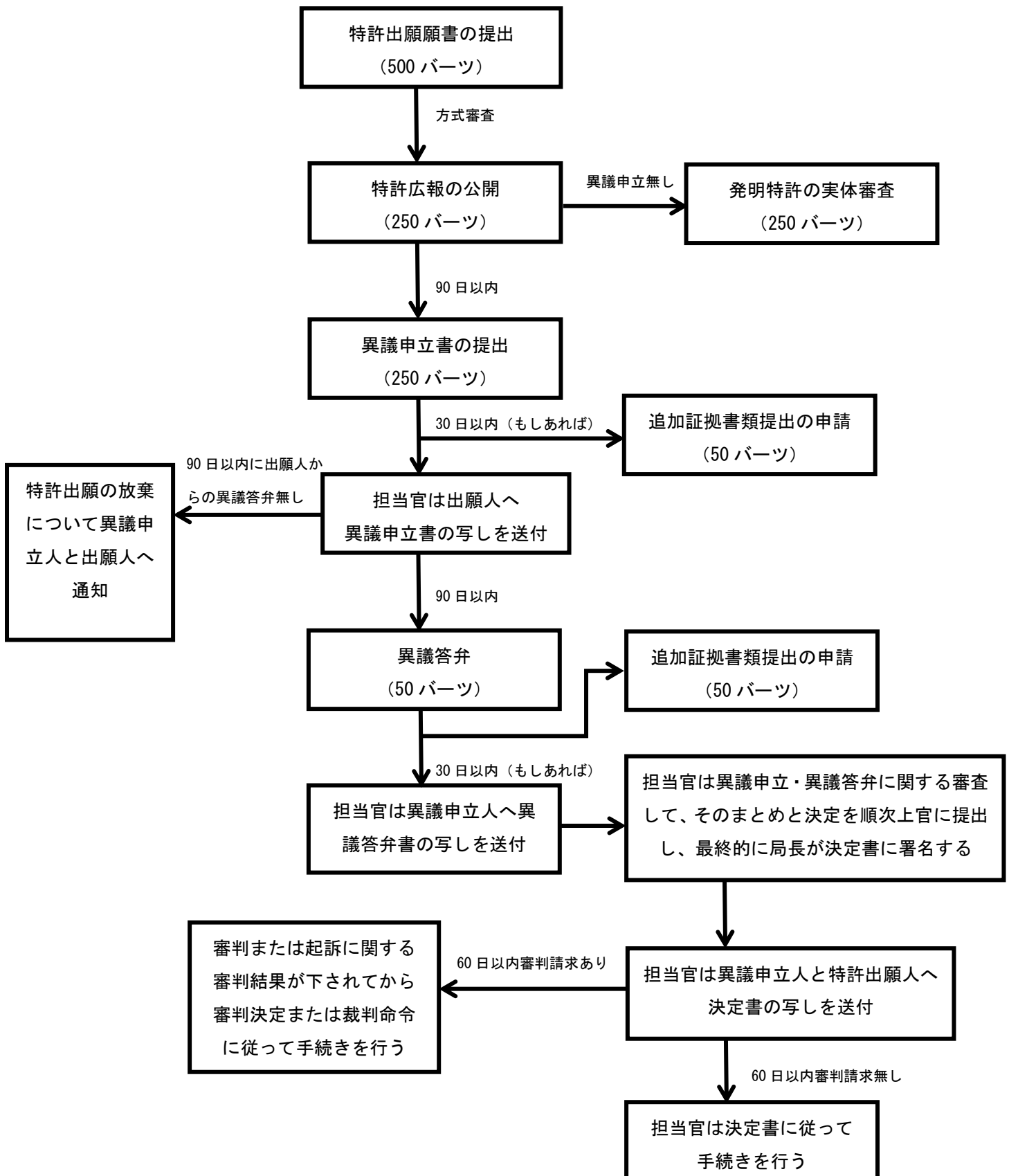
第 2 章

付属書類

第2章

異議申立の過程

(付属書類 1)



第 2 章

(付属書類 2)

(ガルーダ)

番号: ポーノー-0702/5771

審査部第 1 部

知的財産局

338 Rachadaphisek Road,
Huaykwang, Bangkok 10320

日付: 仏歴 2541 年(1998 年)9 月 8 日

件名: 特許出願に対する異議申し立て、出願番号 036073

宛先: Manop Supanyachotikul 氏

24/14, Krisada Village 9, Pinklao Nakornchaisri Road,
Talingchan, Bangkok 10170

添付書類: 1. 異議申立書の複写、1 部

2. ソーポー/ソーポー-006-コー様式、1 部

拝啓

貴方が特許出願番号 036073 を出願し、知的財産局はその出願を仏歴 2541 年(1998 年)4 月 10 日に公開した後、添付の異議申立書の複写の通り、前述の特許に対する異議申し立てがあった。

上述の理由により、特許法(B.E. 2535 第 2 号)によって改正された特許法(B.E.2522)の第 31 条第二段落の内容に基づき、貴方は、本異議申立書の写しを受領後 90 日以内に、ソーポー/ソーポー-006-コー様式を使用し、異議答弁書、異議答弁の詳細、及びそれらの書類の写しを 3 部添付して提出しなければならない。提出しない場合は、出願を放棄したとみなす。

敬具

(署名)

(Weerasak Maiwattana)

特許審査専門家 第 8 Wor

物理グループ

電話番号: 2760120

(ガルータ)

番号: ポーノ-0702/1910

審査部第 1 部

知的財産局

338 Rachadaphisek Road,
Huaykwang, Bangkok 10320

日付: 仏暦 2542 年(1999 年)3 月 15 日

件名: 特許出願に対する異議申し立て、出願番号 020163

宛先: Chayaporn Uttamayothin 女史

Siam Furukawa Battery Co., Ltd.

85/2, Moo. 13, Sukhaphibarn 2 Road, Minburi

Minburi District, Bangkok

拝啓

貴方が特許出願番号 020163 に対する異議申立書を提出したことにつき、知的財産局は既に出願人の代理人に前述の異議申し立てに対する異議答弁書を提出するよう、通知を送付したが、所定期間内に異議申し立てに対する異議答弁書の提出がなされなかった。

上述の理由により、特許法(B.E. 2535 第 2 号)によって改正された特許法(B.E.2522)の第 31 条第二段落の内容に基づき、特許出願人は出願番号 020163 を放棄したとみなす。

以上、ご連絡とさせていただきます。

敬具

(署名)

(Prasit Siricheepachaiyan)

特許審査専門家 8 Wor

技術／物理グループ

電話番号: 2760120

第2章

(付属書類4)

(ガルーダ)

番号: ポーノ-0702/7096

審査部第1部

知的財産局

338 Rachadaphisek Road,
Huaykwang, Bangkok 10320

日付: 仏歴 2541 年(1998 年)10 月 30 日

件名: 特許出願に対する異議申し立て、出願番号 036073

宛先: Chayaporn Uttamayothin 女史

The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd.

181/10, Moo. 4, Sanaambinnaam Road,

Tambon Thasaai, Nonthaburi

添付書類: 1. 異議答弁書の複写、1 部

拝啓

貴方の出願番号 030673 に対する異議申立書並びに証拠書類提出または追加の陳述の申請において、

現在、出願人は、貴方の異議申立書に対して添付の異議答弁書の複写の通り、異議答弁書を提出した。

以上、ご連絡とさせていただきます。

敬具

(署名)

(Weerasak Maiwattana)

特許審査専門家 8 Wor

物理グループ

電話番号: 2760120

情報記録

政府部門: 審査部第1部 物理グループ 電話番号: 5474716

書類番号: ポ-ノ- 0706/

年月日: 1999年4月29日

件名: 特許出願番号 036073 番に対する異議申し立てに関する事実確認のまとめ

審査部第1部部长 殿

物理担当として異議申立書、異議答弁書、及び証拠等を審査した結果、添付書類の通り、特許出願人の発明は異議申立人の発明と異なる部分を有すると判断した。それに加え、当該発明は、この技術分野における通常の知識を有する者にとって自明ではないため、特許出願人の発明は、新規性及び進歩性に欠けているという異議の申し立ては聞き入れるに値しません。

上記の理由により、以下の手続を行うである。

異議申立書を拒絶する

(特許出願を拒絶/却下する

なお、決定書の草稿も添付した。

担当官

担当長

1999年4月29日

副局長 殿

局長が以下の決定をするよう、局長にご提示願います。

1. 異議申立書を拒絶する 及び ② 決定書に署名する

特許出願を拒絶する

審査部第1部部长

1999年5月24日

局長 殿

以下の決定をするよう、お願いします。

1. (異議申立書を拒絶/却下する 及び 2. 決定書に署名する

(特許出願を拒絶/却下する

副局長

1999年5月25日

局長の決定

1. 異議申立書を拒絶する
（ 特許出願を拒絶する
上記を決定すると共に、決定書に署名をした。

局長

異議申し立ての審査に関する詳細

特許出願番号 : 036073
発明名 : セメントの無駄を防ぐコンクリート・ブロック
特許出願人 : Manop Supanyachotikul 氏
異議申立人 : The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd.

異議申し立ての争点

- 1. 第 5 条(1)に基づく新規性に欠けている
- 2. 第 5 条(2)に基づく進歩性に欠けている
- 3. 特許出願の権利
- 4. その他_____

特許出願に基づく発明の特徴

上面の内部の孔(8)を覆う、コンクリートに埋め込められた周りに L 字の形をした外向きに突出する縁(3)を持った金属箱という特徴を持つ、孔を覆う部分(1)を有するコンクリート・ブロックの発明である。コンクリート・ブロックの両側面の孔(9)も、半分に切り離された内部の孔を覆う部分の特徴に類似する側面の孔を覆う部分を同様に有し、同様の L 字の形をした突出する縁が三つの面の外向きに突出している。さらに、折り曲げることのできる切り離された四つ目の面の長さ方向に連続的につながっている突出した縁部(2)を有する。二つのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げることのできる突出部が広げられ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目／接合部の隙間を覆うことによって、側面の孔が覆われ、孔へのセメントの入り込みを、特に側面の孔を、効率よく防ぐことができる上に、孔口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる(異議申し立ての審査の説明図を参照)。

異議申し立てのまとめ

発明の要旨は、タイで発行されたサイアム・セメント・グループ(Siam Cement Group; SCG)のカタログにて開示された。当該カタログは、セメントの無駄を防ぐコンクリート・ブロックについて開示した。前述したコンクリート・ブロックは、コンクリート・ブロックと一体化に成形された、上面に孔を覆うコンクリートから成る孔を覆う部分を持つ内部の孔を有する標準品である。また、コンクリート・ブロックの長さ方向の両側に、端の隙間若しくは内部の孔を覆う部分の半分の大きさである孔を覆う部分を持つ側面の孔を有し、さらに、同様にコンクリート・ブロックと一体化に成形されている。

上記の特徴に基づき、コンクリート・ブロックの孔を覆う部分は、先行の発明である。そして、孔を覆う部分としてコンクリートの代わりに金属板を用いることは、コンクリートとコンクリートの結合性能と比べると、金属板とコンクリートの結合性能はそれほどよくないものである。当該原理は、一般的に見られる周知のこと、かつ、自明であるため、特許の保護を受けることができない。

異議答弁書のまとめ

特許出願人は、異議申立人の書類に関して、金属板から成る孔を覆う部分について答弁した。

内部の孔を覆う部分は、トレイの口若しくは箱の周りに突出した L 字の形をした縁を持った内部の孔の形状と一致するトレイあるいは金属箱に類似する特徴を有する。当該突出する縁は、コンクリート・ブロックのコンクリートの中に埋め込まれ、上面の内部の孔口を覆うように作られている。コンクリート・ブロックの両側面の孔も、半分に切り離された内部の孔を覆う部分の特徴に類似する側面の孔を覆う部分を同様に有する上、同様の L 字の形をした突出する縁が三つの面の外向きに突出している。さらに、折り曲げることのできる切り離された四つ目の面の長さ方向に連続的につながっている突出した縁部を有する。二つのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げることのできる突出部が広げられ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目／接合部の隙間を覆うことによって、側面の孔が覆われ、孔へのセメントの入り込みを、特に側面の孔を、効率よく防ぐことができる上に、孔口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。

審査

新規性

特許出願に基づく発明の特徴である、特に、上面の内部の孔を覆う、コンクリートに埋め込まれた周りに L 字の形をした外向きに突出する縁を持った金属箱という特徴を有する孔を覆う部分と、コンクリート・ブロックの両側面の孔も、半分に切り離された内部の孔を覆う部分の特徴に類似する側面の孔を覆う部分を同様に有し、同様の L 字の形をした突出する縁が三つの面の外向きに突出しているという特徴は、コンクリート・ブロックと一体化に成形された孔を覆う部分である異議申立人の発明と異なっている。

進歩性

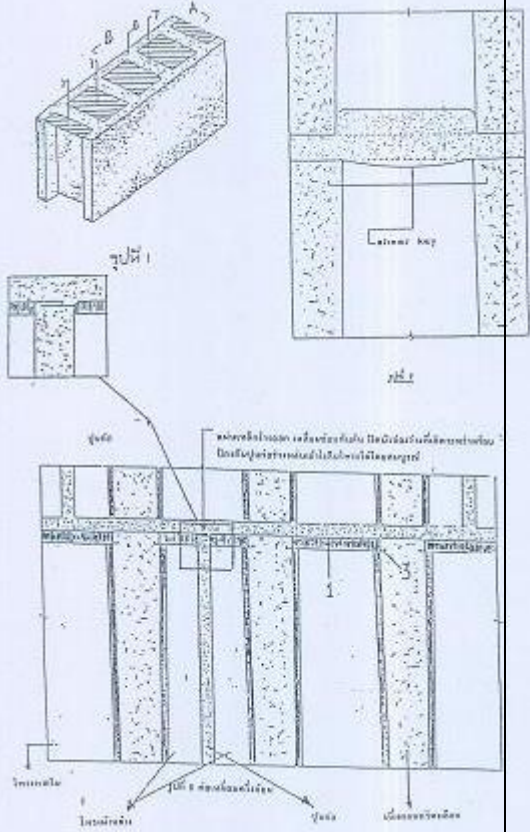
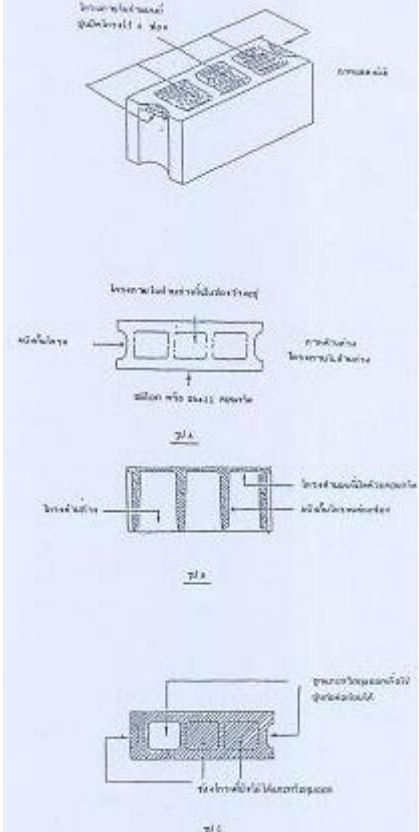
特許出願に基づく発明の側面の孔を覆う部分は、内部の孔を覆う部分と同様の特徴を持っているが、半分に切り離されている。前述の切り離された縁の辺りの下は、折り曲げることのできる突出する縁を有している。二つのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げることのできる突出部が広げられ、それらが互いに重なり合わせ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目／接合部の隙間を完全に覆うことによって、効率よく側面の孔へのセメントの入り込み防ぐことができる上に、孔口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。従って、当該技術分野における通常の知識を有する者にとって自明ではない。

まとめ

上記を考慮した上で、特許出願の発明は異議申立人の発明と異なっていると判断でき、特許法(B.E. 2535(第 2 号))の第 5 条(1)と第 5 条(2)に基づいて、新規性及び進歩性を有する発明であるとみなされることができる。そのため、異議の申し立てを却下すべきである。

第 2 章

異議申し立ての審査の説明図

特許出願人の発明	異議申立人の発明
 <p>The drawings show a perspective view of a concrete block with a central channel and a 'Latent key' mechanism. A cross-section shows the block with a central channel and a 'Latent key' mechanism. A larger cross-section shows the block with a central channel and a 'Latent key' mechanism. A larger cross-section shows the block with a central channel and a 'Latent key' mechanism.</p>	 <p>The drawings show a perspective view of a concrete block with a central channel and a 'Latent key' mechanism. A cross-section shows the block with a central channel and a 'Latent key' mechanism. A larger cross-section shows the block with a central channel and a 'Latent key' mechanism. A larger cross-section shows the block with a central channel and a 'Latent key' mechanism.</p>
<p>特許出願人： Manop Supanyachotikul 氏 特許出願日： 1997 年 3 月 5 日 公開日： 1998 年 4 月 10 日</p>	<p>異議申立人： The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd. 異議申し立て日： 1998 年 7 月 10 日 証拠： Siam Cement Co., Ltd. のカタログの複写</p>

知的財産局局長の決定書 2/2542 番

件名： 特許出願番号 036073 番に対する異議申し立て

異議申立人： The Concrete Product and Aggregate Co., Ltd.

特許出願人： Manop Supanyachotikul 氏

特許法(B.E. 2535 第 2 号)によって改正された特許法(B.E.2522)の第 6 条(1)、第 6 条(2)を準用する第 5 条(1)と第 5 条(2)に基づいて、特許出願人の発明は新規性及び進歩性を有する発明とみなすことができるかという争点における意義の申し立てに関して、知的財産局局長は、異議申立書、異議答弁書、及び様々な証拠、発明の詳細、特許請求項及び特許出願に示される図を審査した。

双方ともコンクリート・ブロックに関する発明である特許出願人の発明と異議申立人の発明を比較して審査した結果、以下の事実が明白になった。

特許出願人の発明は、上面の内部の孔(8)を覆う、コンクリートに埋め込められた周りに L 字の形をした外向きに突出する縁(3)を持った金属箱という特徴を持つ、孔を覆う部分(1)を有するコンクリート・ブロックの発明である。コンクリート・ブロックの両側面の孔(9)も、半分に切り離された内部の孔を覆う部分の特徴に類似する側面の孔を覆う部分を同様に有し、同様の L 字の形をした突出する縁が三つの面の外向きに突出している。さらに、折り曲げることのできる切り離された四つ目の面の長さ方向に連続的につながっている突出した縁部(2)を有する。二つのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げることのできる突出部が広げられ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目/接合部の隙間を覆うことによって、側面の孔が覆われ、孔へのセメントの入り込みを、特に側面の孔を、効率よく防ぐことができる上に、孔口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。

異議申立書に基づく発明は、タイで発行されたサイアム・セメント・グループ(Siam Cement Group; SCG)のカタログにおいて公開された。当該カタログは、セメントの無駄を防ぐコンクリート・ブロックについて広告した。前述のコンクリート・ブロックは、コンクリート・ブロックと一体化に成形された、上面に孔を覆うコンクリートから成る孔を覆う部分を持つ内部の孔を有する標準品である。また、コンクリート・ブロックの長さ方向の両側に、端の隙間若しくは内部の孔を覆う部分の半分の大きさである孔を覆う部分を持つ側面の孔を有し、さらに、同様にコンクリート・ブロックと一体化に成形されている。

特許出願に基づく発明の側面の孔を覆う部分は、内部の孔を覆う部分と同様の特徴を持っているが、半分に切り離され、切り離された縁の辺りの下には折り曲げることのできる突

出する縁を有している。二つつのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げることのできる突出部が広げられ、それらが互いに重なり合わせ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目／接合部の隙間を完全に覆うことによって、効率よく側面の孔へのセメントの入り込み防ぐことができる上に、孔口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。従って、当該技術分野における通常の知識を有する者にとって自明ではない。

上記の特徴に基づき、コンクリート・ブロックの孔を覆う部分は、先行の発明である。そして、孔を覆う部分としてコンクリートの代わりに金属板を用いることは、コンクリートとコンクリートの結合性能と比べると、金属板とコンクリートの結合性能はそれほどよくないものである。当該原理は、一般的に周知のことであり、自明であるため、特許の保護を受けることができない。

上記の事実より、下記のように判断した。

特許出願に基づく発明の特徴である、特に、上面の内部の孔を覆う、コンクリートに埋め込められた周りに L 字の形をした外向きに突出する縁を持った金属箱という特徴を有する孔を覆う部分と、コンクリート・ブロックの両側面の孔も、半分に切り離された内部の孔を覆う部分の特徴に類似する側面の孔を覆う部分を同様に有し、同様の L 字の形をした突出する縁が三つの面の外向きに突出しているという特徴は、コンクリート・ブロックと一体化に成形された孔を覆う部分である異議申立人の発明と異なっているため、新規性を有するものとみなすことができる。

特許出願に基づく発明の側面の孔を覆う部分は、内部の孔を覆う部分と同様の特徴を持っているが、半分に切り離されている。前述の切り離された縁の辺りの下は、折り曲げることのできる突出する縁を有している。二つのコンクリート・ブロックをくっつけ合わせると、折り曲げることのできる突出部が広げられ、それらが互いに重なり合わせ、コンクリート・ブロック間のつなぎ目／接合部の隙間を完全に覆うことによって、効率よく側面の孔へのセメントの入り込み防ぐことができる上に、孔口の周りに生じるコンクリートの亀裂を減らすことができる。従って、当該技術分野における通常の知識を有する者にとって自明ではない。

上記により、特許出願の発明は異議申立人の発明と異なっていると判断することができる。特許法(B.E. 2535 第 2 号)によって改正された特許法(B.E.2522)の第 6 条(1)、第 6 条(2)を準用する第 5 条(1)と第 5 条(2)に基づいて、新規性及び進歩性を有する発明であるとみなされることことができる。

上記の理由を以って、036073 番の特許出願に対する異議申立書を却下するに決定した。

Pipat Intharasap
知的財産局局長

物理グループ
特許部
知的財産局
電話番号:5474716

PI/PD/007-B

担当官欄

異議申立て番号()

受理日()

時間()

特許出願に対する異議申立て書

出願番号()

公開日()

1. 異議申立て人の氏名、国籍、連絡先、職業、職場連絡先等を記入。

2. 私は、年 月 日に()によって出願された発明/ 意匠名()の特許出願に対して、異議申立てをいたします。

その理由は、()

)

であり、この異議申立て書の末尾に、明白な証拠の詳細を()ページ分添付します。

3. 私は、この異議申立て書と共に、以下の証拠書類()ページ分を添付します。
すなわち、()です。

私は、前述の内容及び異議申立て書の詳細が、全項目にわたって正しいことを保証します。

年 月 日

異議申立て人の署名()

異議申立て人の氏名()

備考: 1. 内容の記入においては、タイ語で明確に印刷あるいはタイピングしなければならない。

2. 異議申立ての詳細は、異議申立ての要点に従って分類して記載し、かつその理由を簡潔に記載しなければならない。

3. 異議申立て書及び異議申立て書の詳細を、そのコピーと共に提出しなければならない。必要なコピーの部数は以下の通りである。

(1)担当官に対して 2 部

(2)特許出願人 1 人に対して 1 部

異議申立ての詳細

異議申立て人の署名
()

PI/PD/008-A

担当官欄

申請番号()

受理日()

時間()

異議答弁書

出願番号()

異議申立て番号()

1. 上記の特許出願人である私()は、私の特許出願に対する異議申立て(以下、異議申し立ての年月日、異議申立て人氏名等を記入)に対して、この異議答弁書の末尾に理由の詳細()ページ分を添付し、異議答弁をいたします。

2. 私は、この異議答弁書に関する証拠書類(以下記載すること)を、この異議答弁書に添付します。

私は、前述の内容及びこの異議答弁書の詳細が、すべての項目にわたって真実であることを保証します。

年 月 日

異議答弁人の署名()

異議答弁人の氏名 ()

備考: 1. 内容の記入においては、タイ語で明確に印刷あるいはタイピングしなければならない。

2. 異議答弁の詳細は、異議申し立ての要点に従って分類して記載し、かつその理由を簡潔に記載しなければならない。

3. 異議答弁書及び異議答弁書の詳細を、そのコピーと共に提出しなければならない。必要なコピーの部数は以下の通りである。

(1)担当官に対して 2 部

(2)異議申立て人に対して 1 部

異議答弁の詳細

異議答弁人の署名
()

PI/PD/007-A(Add)

担当官欄

申請日()

受理日()

受領者の署名()

証拠の表示及び追加報告申請書

特許出願番号()

異議申立て番号()

1. 私(以下、氏名、国籍、連絡先、職業などを記入)

2. 私は、特許出願人である。

異議申立て人である。

3.私は、私の異議申立て/異議答弁に関する以下の証拠、すなわち、

証拠書類()ページ、証拠物品()個、証人()人の追加表示をすることを求めます。

証拠の詳細に関する一覧表は、この申請書の末尾に添付します。

私の異議申立て/異議答弁に関する追加報告を求めます。

証拠の詳細/追加報告に関する詳細は、この申請書の末尾に添付します。

4. 私は、前述に明記した内容及び証拠の詳細に関する一覧表/追加報告がすべての項目にわたって真実であることを保証します。

年 月 日

申請人の署名()

申請人の氏名()

担当官欄

受理番号()
年 月 日
受理者氏名()
(手数料 1000 バーツ)

審判請求書

特許/小特許出願番号()
出願日()
発明/意匠名()

1. 私(以下、氏名、国籍、住所、職業等を記入)
2. 私は、上記の特許/小特許に関する知的財産局局長の命令/決定(以下、その内容を記載すること)に対して審判請求をします。

その理由の詳細については、この審判請求書の末尾に()ページ添付します。

3. 私は、前述の特許/小特許出願に関する利害関係人です。すなわち、(以下、詳細を記入すること)

4. 私は、この審判請求に関係する以下の証拠を送付します。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

5. 私は、前述の内容及びこの審判請求における詳細が、すべての項目にわたって真実であることを保証します。

年 月 日
審判請求人の署名()
審判請求人の氏名()

備考: 1. 内容の記入においては、タイ語で明確に印刷あるいはタイピングしなければならない。

- 2. 審判請求の詳細は、審判請求の要点に従って分類して記載し、かつその理由を簡潔に記載しなければならない。
- 3. 審判請求書及び審判請求書の詳細を、原本 1 部、コピーを 10 部提出しなければならない。

審判請求の詳細

審判請求人の署名

()